平成30年度からの障がい者支援計画進捗状況（案）

資料4

第1章　共に支えあって暮らすために

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください）及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である） 平成30年度 取組指標 取組内容・成果	評価	平成31年度 取組指標 取組内容・成果	評価	平成32年度 取組指標 取組内容・成果	評価	備考
1－（1）啓発・広報の推進									
（ア）啓発の充実									
障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取組が効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民の意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。	（例） 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰	福祉局 障がい福祉課	（例）作品応募数500点または応募学校数3校（29年度実績）と同数以上						
			（例） 次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。募集後、作品選考のうえ、作品集を作成し、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数　424点 応募学校数　8校	B					
「障がい者週間」（12月3日～9日）を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。	（例） 大阪ふれあいキャンペーンによる障がいに関する啓発の取組み	福祉局 障がい福祉課	（例）アンケート集計結果、前年度より認知度が上がっているか。						
			（例） 12月3日～9日の障がい者週間にあたり、啓発物を作成し、各市町村、各団体、小学校等へ配布する。 ・配布物 「ふれあいおりがみ」「ふれあいすごろく」「ポスター」「アンケート」など	B					
	（例） 障がい者週間にかかる啓発の取組み	福祉局 障がい福祉課	（例）参加者数約150名（29年度実績）と同数以上						
			（例） 障がいや障がい者への理解・啓発として、街宣車による街頭キャラバンを実施する。 ・大阪市役所正面玄関にて出発式（12月3日）	B					

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		
				取組指標						
				取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
	障がいを理由とする差別の現状や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえて、市民や事業者が法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、関係機関とも連携しながら、啓発活動に取り組みます。									
	精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。									
	広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル点字を実施するなど啓発に努めます。									
	HIV陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、HIV感染症に関する理解の促進に努めます。									

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		
				取組指標						
				取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
	発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月２日）、「発達障がい啓発週間」（4月２日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、様々な機会をとらえ発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。									
	外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク」の普及を大阪府と連携し進めます。									
	市民や企業等を対象として様々な障がい特性について理解する「あいサポーター」を養成し、障がいのある人が困っている際にサポートを行う「あいサポート運動」の取組を進めます。									
	障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります									
	啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取組を進めます。									

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
			平成30年度		平成31年度		平成32年度		
			取組指標						
			取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
補助犬の受入れについて、ポスター・パンフレット・ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。									
障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。									
（イ）広報の充実									
テレビ・ラジオや広報紙誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。									
様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。									
1－（2）人権教育・福祉教育の充実									
各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。									

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
			平成30年度		平成31年度		平成32年度		
			取組指標						
			取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実に努めます。									
こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。									
２－（１）わかりやすい情報発信とコミュニケーション支援の充実									
（ア）多様な情報提供									
障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。									
障がいがあることにより情報を入手することが困難な人について、対象者の状況及びニーズ並びに障がいの特性に応じて、音声読み上げソフト、音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用し、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いたわかりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。									

施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
			平成30年度		平成31年度		平成32年度		
			取組指標						
			取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
ICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。									
（イ）コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実									
コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要であり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいのある人が障がいの特性に応じた適切な情報の取得やコミュニケーションのための手段の選択が行える環境の整備に努めます。									
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による支援などを行うとともに、手話、要約筆記、点字、対面朗読、録音図書などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。									
「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「大阪市手話に関する施策の推進方針」の趣旨を踏まえて、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及、手話による情報取得、手話による意思疎通の支援、手話を必要とするひとへの相談支援に関する施策を推進するとともに、これらが大阪市の施策全体に広がるよう、各所属がしっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。									

	施策の方向性	取組（事業）名称	担当	取組状況・成果（※具体的な数値を記載ください） 及び自己評価（A：順調である、B：概ね順調である、C：努力が必要である）						備考
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		
				取組指標						
				取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	取組内容・成果	評価	
	また、大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われる講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。									
	（ウ）情報バリアフリーの推進									
	障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報バリアフリーの推進に努めます。									